みんなの党「アジェンダ2013」（インデックス版）

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
1	国の統治機構	国会議員公務員	身を切る		委員会定足数など時代遅れの国会ルールを見直し、国会議員の定数を衆議院は300人（180人減）、参議院議員は100人（142人減）へと約4割削減する。	
2					国会議員の給与の3割、ボーナスの5割カットを即時行う。	①国会議員歳費カット法案
3					国家公務員の数を10万人削減。給与、退職金、年金を民間水準まで引き下げ、総人件費を2割削減する。現在、適用されている2年限定の7.8%カットの期限を撤廃し、恒久措置とする。	②国家公務員給与カット法案 ③道州制基本法案
4					地方公務員の給与は民間を基準とし、地方自治体主導により人件費を2割削減する。	
5					地方公務員制度改革を、国家公務員改革に準じて地方自治体主導で実現する。	
6			特権		国会議員の特権として無料で提供されている「JRバス/航空機」「公用車」、「会期中の常任委員長手当」を廃止し、「衆参議員宿舎」も売却する。	
7					全国に20万戸ある公務員宿舎のうち大半を売却する。	
8					自衛隊等を除く一般職公務員に協約締結権とスト権を与える。身分保障をはずし民間並みの降格やリストラ等を実施できるようにする。	②国家公務員給与カット法案 ④内閣人事・退職管理法案
9			天下り		在職中の所管業界への天下りは一切禁止する。「高位の専門スタッフ職」や独立行政法人役員ポスト等に出向すること（内下り）についても同様とし、斡旋した者には刑事罰も課す。	④内閣人事・退職管理法案
10					天下りの抜け道となってきた「政務三役による斡旋」や「前任OBによる後任の推薦（裏下り）」には刑事罰を導入する。	④内閣人事・退職管理法案
11					天下りのたびに支払われる退職金を廃止する。	
12					天下り先での談合を防ぐため、官僚OBへの適用対象を拡大する等により「官製談合防止法」を強化する。	
13					国家公務員の「早期退職慣行」を廃止し、降格降級が可能な制度の導入を前提とした、熟練一般職員として定年まで働ける人事制度を導入する。	
14			その他		公務員の教職員による政治活動を全面禁止する。	⑤教育公務員政治活動禁止法案
15					公務員組合のヤミ協定、ヤミ専従等を根絶。違反者は即免職とし、刑事罰や個人賠償も導入する。	⑥地方公務員政治活動禁止法案
16					勤続年数にのみ基づく優遇・待遇を廃止し、有能で熱意ある公務員を登用できる人事制度を導入。入省年次や試験区分による人事を廃止し、実力主義の徹底を図る。	
17		国会・内閣	国会制度		「地域主権型道州制」を導入した後、衆参両院を統合して一院制（定数200）へと改め、「ねじれ国会」が起きないようにする。	
18					国会の「会期不継続の原則」を改め、通年国会を実現。不毛な日程闘争に明け暮れる「国対政治」と決別し、きちんと議論して決められる政治を取り戻す。	
19					内閣提出法案が議員提出法案の審議に優先する慣行を是正。国会議員の政策スタッフを充実させ、立法、政策立案能力を強化。議員立法の件数を増やし、「国会議員が法律をつくる」という当たり前の政治を実現する。	
20					大臣等の委員会出席義務を緩和し「総理大臣や外務大臣が国会対応のために国際会議を欠席」といった国益に反する事態を回避。委員会審議における副大臣、政務官の役割を広げる。	
21					国会の委員会における定足数要件を見直し、運営をより柔軟なものとする。	
22					法案成立のための官僚の根回しや国会議員からの個別案件要請等への対応について厳格にルール化。そのための「政」と「官」の接触を制限。政治家の口利き、政官の癒着を防止する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
23			官邸主導		憲法改正を必要としない日本型首相公選制を導入。国民投票によって国民が総理大臣にしたい候補者を選んだ後、国会議員はその投票結果に示された世論を尊重して総理大臣の指名に関する投票を行う。将来的には、憲法改正による首相公選制を導入する。	⑦首相公選制法案
24					官邸に総理大臣を議長とする「国家戦略会議」を設置し、総理大臣直属の「国家戦略局」で国家運営の基本政策を策定。「国家戦略スタッフ」として政治家、民間人、学者等多数を政治任用する。	⑧政治主導確立法案
25					総理大臣のリーダーシップで、政府全体の行財政改革を府省横断的に行うため、官邸に総理大臣を議長とする「霞が関改革会議」を設置し、専任の大臣が担当。事務次官会議（次官連絡会議）を廃止し、事務次官制度も廃止する。	⑨幹部国家公務員法案
26					財務省から予算編成部門（主計局）を分離し、官邸に「内閣予算局」を設置。国家予算を予算配分方式から目標設定方式へと変更。政治主導による予算編成を行う。	
27					各大臣が副大臣、政務官、大臣スタッフ等を直接任命し、「大臣チーム」として府省の運営に当たる。	
28					第2次安倍内閣で国家公務員制度改革推進本部及び事務局について、本部は廃止、事務局は事実上統合されようとしているが、当初目的を果たすために存続させる。	④内閣人事・退職管理法案 ⑩国家公務員制度改革基本法改正法案
29					国家公務員制度改革基本法に基づき「内閣人事局」による各府省の幹部職員（部長、審議官以上）の人事の一元管理等を断行。同時にトップは政治任用とし、それ以外の幹部職員も役職に就くにあたっては一旦退職した後、特別職として任期付き採用する。また、任期終了後は降格を可能とする（日本版政治任用）	④内閣人事・退職管理法案 ⑨幹部国家公務員法案 ⑩国家公務員制度改革基本法改正法案
30					府省別に行っていた国家公務員総合職の採用を内閣一括で行い、「オールジャパン」の意識を持った官僚を養成。タテ割り行政を打破する。	④内閣人事・退職管理法案 ⑨幹部国家公務員法案
31			府省改革		中央官庁の役割を外交・安全保障、通貨・金融政策、マクロ経済等に限定して大幅に縮小。国に残す機能を強化する一方で、現在の府省を大幅に再編・削減する。	③道州制基本法案
32					税と社会保険料を一元的に管理する「歳入庁」を内閣府に設置し、国税庁と日本年金機構等に分かれている税金と社会保険料の徴収を一元化。また、地方公共団体の地方税徴収事務を受託できるようにすることも検討。国民の利便性を向上させ、厚生年金保険料の徴収漏れ防止、社会保険未加入事務所の「消えた保険料」等の徴収確保を実現する。	⑪歳入庁設置法案
33					文科省「学校法人」、厚労省「医療法人」「社会福祉法人」等と府省ごとに存在する法人形態を改め、営利法人と非営利法人の2つに再編。各府省・各法人ごとの特殊事情による既得権益を排除する。	
34		地方と国	道州制		内閣に道州制担当専任大臣を置き、地域主権型道州制の理念、実現までの工程表、地方の代表も参加した遂行機関の設置等を明記した「道州制基本法」を早急に制定。7年以内に「地域主権型道州制」へと移行する。	③道州制基本法案
35					地方自治体事務に対する国の「義務付け・枠付け」を廃止し、自治立法権、道州・基礎自治体の課税自主権、住民参加等が保証された地域政府を確立。権限、財源、人間の３ゲンを地域に移譲する。	③道州制基本法案
36					地域主権型道州制の導入後、憲法改正も視野に入れつつ、国会の立法事項を限定する。	③道州制基本法案
37			地域主権		市町村・都道府県・国の三重行政の弊害を解消。道州制導入までの間、基礎自治体が主体となる事務については、広域行政の指導調整を一本化。基礎自治体・国の二層式行政システムを導入する。	③道州制基本法案
38					安全保障や徴税等国に残る業務を除き、地方に残る国の出先機関廃止を推進する。	③道州制基本法案
39					国の直轄事業は段階的に縮小・廃止し、地方へと移管。地方の負担金は、まず、維持管理費負担金を廃止し、本体部分も直轄事業の地方移管に伴い廃止する。	③道州制基本法案
40					地域経済に直結した雇用労働に関する制度運用は、地方自治体に原則移管。第一歩として、ハローワークの地方移管を直ちに行う。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
41					地域主権改革の進め方については、地方自治体と国との協議（自治体からの提案権を含む）等の法的枠組みを設けて具体的に決定。国が首長代表者を選定して協議の場を設けるのではなく、地方の側が主体的に意見を述べられる場を設定する。	③道州制基本法案
42		政治制度	選挙制度		1票の格差を完全になくすため、「完全1人1票比例代表制度」を導入する。	⑫一人一票比例代表制法案 ⑬18増23減法案
43					選挙期間中にメール等の全てのインターネット媒体を用いて、誰でも選挙活動をできるように法律を改正。候補者本人の有料広告も法定費用内で可能とする。	⑭ネット選挙法案
44					個人認証の精緻化や秘密投票の確保がされた後に、パソコンやスマートフォンを使ったインターネット投票を実現する。	⑭ネット選挙法案
45					地域主権型道州制によって飛躍的に地方自治体の位置づけが高まるという観点からも、外国人参政権の付与には反対。参政権行使には日本国籍を取得することを前提とする。	
46			カネ		企業・団体献金を禁止し個人の政治献金を促すため、小口献金を中心に「全額所得税額控除制度」を設ける。	
47					政党助成金等にかかわる情報公開を進める。	
48			政党運営		憲法改正時には政党規定を新設するとともに、政党運営の健全化を図る「政党法」を制定する。	
49					個人の倫理観、宗教観が問われる法案には政党の党議拘束を緩和し、各議員の良心と信条に従い自由な投票を許す。	
50	財政改革	金融財政政策	日銀		デフレからの脱却を確実なものとし、日銀の目的や責任を明確化するため日銀法を改正。政府と日銀で物価安定目標や達成時期、日銀の果たすべき機能・責務を明記した協定を締結する。	⑮日銀法改正法案
51					日銀が物価の安定に加えて「雇用」「名目経済成長率」に配慮すること、内閣に、国会の同意を条件とした総裁や副総裁・審議委員の解任権を付与することを日銀法で規定する。	⑮日銀法改正法案
52		財政健全化	国の会計制度		中長期的に持続可能な財政運営を確保することを目的に、国の財政運営の基本原則、財政運営中長期戦略の策定、財政会計制度改革を推進するための「財政運営基本法（仮称）」を制定する。	⑯財政見える化法案
53					年間及び複数年度予算、歳出上限制（歳出シーリング）を導入し、財政再建を推進する。	⑯財政見える化法案
54					国の会計に複式簿記等の企業会計手法を導入し、会計制度改革を推進する。	⑯財政見える化法案
55			資産売却		政府保有の金融資産300兆円の3分の2の流動化や国有資産の売却を進める。	⑰へそくり取り崩し法案
56					塩漬けされている遊休地の有効活用や処分を促すため、国（都道府県）有地に固定資産税の導入を検討する。	
57		税制	財源移譲		地域主権型道州制確立に向け、4年以内に地方への財源移譲の道筋をつける。現在、「4：6」である地方と国の歳入比を大幅に改め、基礎自治体・道州・国が「5：3：2」の割合で歳入を得られるしくみを目指す。第一歩として、地方と国の財源配分「5：5」を実現。その後も、財源移譲に伴い地方配分比率を引き上げていく。	③道州制基本法案
58					地域主権型道州制実現に向け、消費税、法人税等の税財源、国の資産・負債を再編成。消費税は地方に完全移譲し、地方の基幹・安定財源とする。	③道州制基本法案
59					「ひも付き補助金」と「地方交付税」を廃止。地域主権型道州制を導入にあたっては、消費税等を地方自治体へ完全移譲。同時に、国主導ではない自治体間の水平的財政調整制度を法制化する。	③道州制基本法案
60			税制		2014年4月の消費税増税は凍結。財政の健全化は、消費税の増税を通じてではなく、へそくり、埋蔵金の活用及び経済成長を通じた税収の拡大を通じて行う。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
61					贈与税の更なる軽減、寄付税制の拡大等を通じ、1500兆円の個人金融資産を活用する。	
62					実態に合わない様々な税制特別措置を抜本的に見直すとともに、法人税（実効税率ベース）を現行から20%へと減税（赤字企業の損失繰越期間の延長、繰戻還付の拡大を含む）する。	
63					「全額税額控除」の導入等、寄付税制を改革して研究活動やNPO等の公益活動を活性化する。	
64		行政無駄排除	監督強化		会計検査院を改組。政策の結果を評価してそれ以降の改善にフィードバックできる米国議会会計検査院（GAO）型の強力な会計監査機関を国会に設け、税金のムダ遣いを徹底的に排除する。また、現行の総務省行政評価局の政策評価機能も会計検査院に移管する。	⑱検査院法改正法案
65					違法な公金支出や権限行使に対する監査請求、刑事告発、損害賠償請求を可能にする。	⑲国民監査請求法案 ⑳国家賠償法改正法案
66					公正取引委員会の官製談合にかかわる権限を強める。	
67					政府全体の調達戦略・政策を一元的に展開する司令塔を設置し、共同調達の拡大・競り下げ方式の導入等によって行政コストを削減する。	
68					防衛省の調達システムはPBL（Performance Based Logistics）等を通じて、民間の自主的な改善・効率化活動を促し、品質を維持・向上させつつ長期的なコストを低減するよう改革する。	
69					政府申請や納税申告等も電子申請を原則化し、行政コストの削減、行政手続きの迅速化を図る。	
70					公共事業の発注にあたり、一般競争入札を原則とする。一般競争入札を実行しない場合、その理由及び発注先における天下りの実態等の情報公開を義務づける。	
71			独法・特会		天下りの温床となっている独立行政法人は、そのすべてを廃止もしくは民営化。「廃止」と称して準国営化したやり方も改める。同時に公益法人の必要性をゼロベースで見直す。	㉑独法通則法改正法案
72					特別会計、独立行政法人の資産・負債差額を精査の上、毎年、一般会計（国民）に資産を返還する。	㉒特別会計法改正法案
73					全ての特別会計は原則一般会計に組み入れることとする。	㉒特別会計法改正法案
74			公共事業		公共事業の採択にあたっては費用便益分析（B/C）の基準を設け、採算性（防災効果等を含む）が確保されるもの以外は着工を認めない。採算性の判断は、第三者機関が公平かつ透明性を持って行う。	
75					公共事業にコンストラクションマネジメント（CM）を導入。指名を受けた全体統括者がゼネコン系列の枠を越えて発注を行い、2割のコスト削減を目指す。	
76					公共事業入札への中堅・中小企業参入を促すため、民間金融機関が建設会社の経営審査を行う「入札ボンド制」の導入を検討。下請け施工業者の実績に評価を加え、下請け業者にも一般競争入札参加への途を開く。	
77			政府系組織		自民党、公明党、民主党の3党が談合で成立させた「郵政民営化改革法」を改め、再び郵政の民営化を徹底する。ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式も全株式の売却時期を明示した上で、早期に売却。両社の経営を天下り官僚ではなく民間企業出身者に委ねる。	㉓郵政民営化推進法案
78					政府系金融機関「日本政策投資銀行」「商工組合中央金庫（商工中金）」は、速やかに完全民営化と株式売却を実施。経営も民間企業出身者に委ねる。両社で行っている危機対応業務は「日本政策金融公庫」に一元化。「国際協力銀行（JBIC）」も同公庫に再統合する。	㉔政策金融改革推進法案
79					NHK受信料を10%引き下げ。人件費に加え、関連法人を含めた経営形態を見直し、抜本的な経営合理化を求める。	
80					日本たばこ、NTT等の政府保有株式の2年以内の全株売却を行い、政府の持ち分維持による民間企業への経営関与をやめる。	
81			その他		自民党政権下でも継続されているバラマキ政策を凍結し、見直す。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
82					東日本大震災の被災地復興を最優先し、全国バラマキ型公共事業を見直す。	
83					コンピュータ解析により気象予報を作成している現状を踏まえ、各都道府県に置かれている地方気象台を再編する。	
84	経済成長戦略	市場拡大	目標		年率4%以上の名目成長で、今後10年間で所得を5割アップさせることを目標とする。	
85			新市場創出		民間企業の自由な経済活動を後押し。基礎研究等事業化が難しいものを除き、政府が特定の産業分野を集中して育成すること（ターゲティングポリシー）はしないものとする。	
86					水道運営事業の民間開放を推進。世界で最も上質な上下水道を供給できる「和製水メジャー」として国内・海外展開を目指す。	
87					基礎研究分野に加え、「国際規格競争」（通信、スマートグリッド、電気自動車、地デジ等）を勝ち抜くための施策を国として推進。ISO（国際標準化機構）、IEC（国際電気標準会議）等における日本の影響力の拡大に努める。	
88					住宅ローン完済時には無価値となるようなスクラップアンドビルド型の住宅市場を改革。中古住宅の流通市場を整備し、自宅の売却資金で老後の生活資金をまかなうリバースモーゲージを可能にする。	
89			自由貿易		日本は「貿易・投資立国」であり、世界標準の合理的な経済政策を進め、閉鎖的な規制や制度は改革。海外からの直接投資についてGDP比5%を目指す。日本が通商ルールの事実上の標準作りを主導することによって、後発の自由貿易国である中国やその他諸外国に対して、優位に通商交渉を進める。	
90					TPPのみならず、日中韓FTA、RCEP、日EU等の広域FTAを推進し、日本の国益を最大化。アジア・太平洋諸国とエネルギーや安全保障分野を含めた戦略的な提携関係を強化する。	
91					TPPの交渉においては、アメリカをはじめとした相手国の自動車や果樹等の農産品、加工食品等の関税の早期撤廃、模倣品・海賊版に対する規制の強化、商習慣のグローバルルールによる現地国での確実な債権回収、現地人優先採用制度の緩和、アンチダンピング・セーフガード措置の保護主義的な運用の禁止等、自由貿易ルールの厳守を主張していく。	
92					アジア域内の規制緩和（外貨規制等）を進め、必要な規制については共同制度（競争政策、知的所有権等の国際調和、紛争解決等）の構築を図る。	
93					新しいFTA交渉が進む中で、既存のFTAが存在することから、複数の通商ルールが存在し、通商現場が混乱。TPPでの交渉をベースとして、各FTAのルールを統合し、この「スパゲッティ・ボール現象」の解消を目指す。更には、国益に資するグローバルルール作りを主導する。	
94					通関における事務手続きの簡素化を目指す。特に、原産地規則については、その手続きの煩雑さから、あえて適用を受けないケースも散見。認定輸出者の自己証明制度や原産資格を立証する方法の自由選択制等、中小企業でも使いやすい制度とする。	
95					TPPに限らず通商交渉を行う上で、外務省・経済産業省・農林水産省をはじめとした関係府省を横断して専門で交渉を行う部署を内閣に立ち上げ。担当職員の専門性を高め、交渉相手国との人間関係の構築を継続して行うための長期任用の環境を整える。	
96					日本の魅力、各分野でのコンテンツの素晴らしさを積極的に取り上げ、情報発信の在り方、特に海外に向けた広報を強化。その際、徹底したマーケティングとブランディングを行う。また、日本の漫画、アニメ、小説、ゲーム等の振興を図る。	
97					国内の観光資源を目利きにより再興し、地域ブランドの振興や統合リゾート（IR）等の観光施設を整備。ビジットジャパン計画に対応して、東京、大阪等の大都市への勧誘強化を図り、年間1,500万人の訪日観光客達成を目指す。	
98					東京オリンピック・パラリンピック招致を推進する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
99			外国人労働		外国人技能実習制度を積極的に拡充し、適切な方法で海外への技術移転協力を行うとともに、事実上外国人単純労働者の受入となっているこの制度の改善を図る。	
100					看護師等専門技能を有する外国人高度労働者の受入を拡大する。	
101		規制緩和			ハローワークと民間人材サービス企業の役割分担と連携を強化。求職者情報はハローワークで一元管理する一方、人材サービス企業がハローワークにデータベース活用を解禁し、求人企業とのマッチングを促進する。	
102					医療品販売に代表される過度な対面販売規制等を完全に撤廃し、ITビジネスを促進する。	
103					NPO等が貧困層対象のマイクロファイナンス（マイクロクレジット）を実施できるよう法改正・規制緩和を進める。	
104					国主導の産業政策からは脱却。民間の自由な設備投資を促進するため、税制上の償却期間設定は事業者の自由に任せる「自由償却税制」を導入する。	
105					「ノーアクションレター制度」（法令適用事前確認手続き）の適用範囲拡大や利用促進を通じ、官僚による裁量行政を徹底的に排除する。	
106					全国で一律である証券取引所の運用を見直し、ミドルリスク・ミドルリターン指向、技術系企業特化等、特徴のある取引所を各地域（各道州）に創設する。	
107					中小企業向けローン債権に政府保証を付与した上で証券化。地域型投資信託の活用を含めて債券を流動化する。	
108					インターネット等を通じて不特定多数の人々から少額の資金提供を受けること（クラウドファンディング）の法整備や出資と融資の中間の資金提供手段（メザニンファイナンス）の推進等、多様な資本調達の選択肢を用意する。	
109					経済再生には資金の流れを円滑にすることが重要。事業性資金についてはリスクに見合った金利設定を可能にし、必要なところに資金が回るしくみを構築する。	
110					エンジェル税制の促進や、ストックオプションにかかる課税等を改め、投資を受けやすい環境を構築する。	
111					のれん代の非資産化または一括償却を認める。	
112			企業再編		企業再編、円滑な事業継承等中小企業の資本構造改革を支援。零細企業の規模拡大を目的としたM&Aや親族以外への事業継承を広く認める等の施策を行う。	
113					銀行による経営者以外に対する個人保証（連帯保証）の範囲に一定の制限をかけ、"万が一"を恐れて起業できないことを少なくする等、経営者の心理的不安を軽減する。	
114					大企業からのスピンアウトを促進。一定の要件を満たした場合、大企業による3ヶ月の給与の一部補填（損金扱い）や1年間のフロア貸し（出資金扱い）等の優遇措置を認める「スピンアウト支援法（仮称）」を検討する。	
115					シニアの退職金を活用した起業を応援。エンジェル税制の適用緩和等による優遇措置を行う「セカンドチャンス税制」を検討する。	
116					週末起業家を増やすために、就業規則に副業禁止規定を盛り込まない企業に対する税制優遇を検討する。	
117					事業継続を断念するにあたり、余力のあるうちに事業を終わらせるための支援を実施。事業整理支援ローンに対する利子補給等を通じ、新たな産業構造への転換、新陳代謝を促進する。	
118					事業の失敗による自己破産はブラックリスト期間を例えば3年に短縮する等、一度失敗しても再起しやすい制度を構築する。	
119		産業発展	内需拡大		各地域（地域主権型の道州）主導により産業クラスタ（特徴的で有機的な産業共同体）政策を推進する。各地域が独自性及び専門性を持つことで、クラスタ独自の魅力を高める。地域としての営業力を向上させ、民間主導でヒト・モノ・カネがクラスタに集まるよう政策誘導を行う。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
120					BID（Business Improvement District)による街づくりの推進。住民合意のもと、土地の所有権と使用権を分離し、行政が土地所有者から負担金を代行徴収。域内の事業・整備に充当して、ヒト・モノ・カネが集まる街へと変革。補助金から受益者負担への転換でコスト負担に対する説明責任を満たしやすくする。	
121					地域主体で、地域密着産業の企業（医療・介護、福祉、子育て、家事支援、教育、農業等）をはぐくむ支援を行うための規制改革をする。	
122			外需獲得		ODA等を活用して、諸外国へ中小企業・ベンチャー企業の技術・サービスを積極的に広報・提供する。	
123					民間を活用したスタンドバイクレジット（現地直接融資）を拡充する。	
124			インフラ整備		個人情報保護法のガイドラインの曖昧さ、認知不足が企業のマーケティング・営業活動を萎縮させている現状を改める。	
125					廃校やその他公共施設を使ったインキュベーションオフィスを拡充する。	
126		電力自由化	発送電分離		電力自由化推進本部を内閣に設置する。	㉕電力自由化推進法案
127					発送配電分離（所有権分離）を実現。まずは実質国有化している東京電力から所有権分離を先行する。	㉕電力自由化推進法案
128					電力事業の地域独占廃止。発電・小売りを完全自由化する。	㉕電力自由化推進法案
129					高度の独立性を有した電力事業の規制機関を創設し、事業者間の中立性を確保するために、厳格な行為規制を設ける。規制機関には、外部からの人材を積極的に登用する。	㉕電力自由化推進法案
130			市場活性化		託送料金の適正化、30分同時同量制廃止（市場価格によるインバランス調整を導入）等公平なマーケット形成に向けた施策を講じることで新規参入を促す。	㉕電力自由化推進法案
131					スマートグリッド・スマートメーターの推進、計画値方式の導入、卸電力市場改革により、需要者・供給者が互換的に電力を取引する市場を形成。電力需給の逼迫は、計画停電や電力制限令を用いることなく、市場による調整メカニズムによって解消する。	㉕電力自由化推進法案
132					電気事業者の情報公開、規制当局による市場のモニタリング・発電コストの把握等により不正な市場操作を防止する。	㉕電力自由化推進法案
133					発電部門の総括原価方式を廃止する。	㉕電力自由化推進法案
134					消費者が自由に小売業者を選べるよう情報の透明化（料金メニュー提示等）を義務化する。	㉕電力自由化推進法案
135		再生可能エネルギー	発電増加		再生可能エネルギーによる発電を2030年には全発電量の30%、2050年には80%とすることを目指す。	
136					日本に存在する資源から多様な再生可能エネルギー（風力、バイオマス、太陽光・太陽熱、小水力、波力、潮力、地熱、ごみ処理熱等）を生み出すために、現行の支援、税制優遇措置を徹底的に見直す。	
137					地域分散型エネルギーシステム（地産地消）への転換を図るため、地域における住民・企業・金融機関・専門家・自治体の連携体制の構築や住民と地元企業が主役のエネルギービジョン策定、スマートシティ・スマートコミュニティの導入によるまちづくりを支援する。	
138					今後建設される施設の固定価格買取制度は、消費者の負担を最小限にしつつ、再生可能エネルギーの普及を促進できる適正な価格に設定し直す。その際発電施設の規模、設置場所に着目した買取価格設定についても再検討。将来的には市場価格に一定価格を上乗せする制度（フィードインプレミアム）の導入等も検討する。	
139					木質バイオマスの発電、及び発電時に発生する熱を農業等の地域産業に活用し、原油高に対応できる足腰の強い地域を構築する等、再生可能エネルギーの高度利用を図る。	
140					農地法、自然公園法上の立地規制の緩和等、再生可能エネルギー導入阻害要因を除去する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
141					再生可能エネルギーへの転換期間においては、その電力の優先接続を確保する。	
142					被災地の高台移転の際に、バイオマスコジェネ化（熱電併給）を支援し、被災地復興とモデル作りを同時に進める。	
143					気象変動型の電源による系統不安定化には、交流電流周波数の統一、広域系統運用の拡大、火力発電・揚水発電利用の最適化、大規模蓄電、スマートグリッド導入、R水素の活用等による電力市場での需給調整等で対応できるようにする。	
144					再生可能エネルギーの環境対策（バードストライク、低周波騒音、森林破壊、土壌劣化）にも十分配慮する。	
145					人工光合成、ミドリムシからジェット燃料を製造する技術、水素燃料、蓄電池等最先端技術に対して国家ビジョンを示し、取り組む。	
146					原子力関連予算は、再生可能エネルギー等の技術開発に転用する。	
147					従来の原発立地自治体に対しては、原発ゼロ補助金や積極的な再生可能エネルギーへの転換推進策として活用することで地域振興、雇用の維持・拡大を目指す。	
148					農業・林業とバイオマス発電・熱利用のコラボレーションで、これらの成長産業化を図る。	
149			CO2削減		省エネ機器導入促進といった局所的な省エネにとどまらず、建物・設備等システム全体のエネルギー効率向上という観点から総合的な政策パッケージを導入する。	
150					電力だけではなく、「熱」にも着目し、太陽熱・工場排熱・地中熱・下水熱等未利用熱の積極利用を推進、天然ガスコジェネレーション、バイオマスコジェネレーション、燃料電池コジェネレーションの導入を促す。既存のバイオマス発電の固定価格買取制度については、熱電供給を条件化する等、熱利用を推進するしくみも検討する。	
151					地域熱供給システムを実現するために必要な規制緩和やコスト低減、また地元でシステムを運用できる人材の育成を行う。	
152					電気自動車（EV）、燃料電池自動車等の実用・普及が課題の技術については、広く補助金を配布するよりも、モデル地区を定めて集中的な市場化を図る。	
153					サマータイムや夏季長期休暇等エネルギー消費の集中を分散するライフスタイル導入について国民的議論を促す。	
154		原発ゼロ	原発ゼロまで		原発国民投票法を制定する。	㉖原発国民投票法案 ㉗原発再稼働住民投票法案
155					新規の原発設置を禁止。40年廃炉を徹底。市場メカニズムを通じた退出等を含め2020年代の原発ゼロを国家目標として実現する。	㉕電力自由化推進法案
156					送配電・給電指令機能を手放すことを条件に、稼働できず即時償却しなければいけない原発資産とをセットで一般電気事業者から引き取る受け皿機構を創設（バッドバンク方式）。廃炉プロセスは、国管理の下で実施。国が引き受けた送配電・給電指令機能の発送電分離を行うにあたり、公的関与のもと、送電会社の設備・経理等に関するシステムが全国で統合可能となるように設計を行うこととする。	㉕電力自由化推進法案
157					国会に原子力行政を監視するための特別委員会を設置し、原子力規制委員会が定める世界標準の新基準に適合しない限り原発の再稼働を認めない。	㉗原発再稼働住民投票法案 ㉘原発緊急評価法案
158					核燃料サイクル計画を廃止し、使用済み核燃料を直接処分する。	
159					日本学術会議からの提言を踏まえ、従来の放射性廃棄物の処分に関する政策を抜本的に見直す。	
160					原発停止による電力の不足は、環境負担の軽い天然ガスコンバインドサイクル等の新規発電所設置を促進することで代替。環境アセスメントについては、従来の質を維持しつつ、手続きの迅速化を図る。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
161					エネルギー安全保障の観点から、天然ガスの供給元を多様化する。他国に比べて高価な天然ガス価格の値下げを図るべく、権益確保。シェールガスの輸入とロシア・サハリンを含めたパイプライン敷設事業を奨励する。	
162					日本国保有の地下資源（メタンハイドレートやシェールガス等）の開発を続行する。	
163			原発ゼロ後		国家主導の原発輸出をやめる。	
164					原子力・エネルギー教育支援事業交付金等を活用した原子力教育が推進されてきた過去を省みてエネルギー教育を一新。環境・エネルギー問題を地域の問題・自己の問題として考えられる教育を目指す。	
165					環境に負担をかけない廃炉・核廃棄物処理のエキスパートを育成。当該分野を日本の21世紀の基幹産業とする。同時に、廃炉・核廃棄物処理技術を海外に輸出、支援するための体制整備に努める。	
166		成長インフラ整備	金融インフラ		東京をアジアの金融センターとすべく、証券・金融・商品等の総合取引所の早期創設を目指す。東京経由で世界のマネーをアジア各国へ提供する体制を構築する。所得税の補足は国内に限定する。	
167					投資家としての個人、グローバルに通用する金融専門家を育成するプログラムを導入し、日本を産業＋金融立国へと導いていく。	
168					経済再生には資金の流れを円滑にすることが重要。事業性資金についてはリスクに見合った金利設定を可能にし、必要なところに資金が回るしくみを構築する。	
169			国土有効活用		航空業界では、競争力向上につながる「空の自由化」（オープンスカイ）を推進。国際線航空運営体制やハブ機能のあり方等を見直す。	
170					空（空港）と海（港湾）の一体的運用を実現するため、ポートオーソリティを設立。港のライナー化を促進し、国際物流コストの低減を目指す。同時に、ウォーターフロント開発を進める。	
171					東京メトロと都営地下鉄の経営一元化を早期実現。利用者の利便性向上と政府保有株式の売却を行う。	
172					ETCを活用した高速料金体系を見直し、短距離の利便性は維持しつつ長距離移動の需要を掘り起こすことで、ヒト・モノ・カネの流れの活性化を図る。	
173					開発事業や不動産流通の基盤整備として、深刻な問題となっている人口集中地区での地籍整備を推進する。	
174					都市計画法や農業地域の振興に関する法律等、縦割り行政の弊害が指摘される土地利用法制を一本化。道州制導入後は地域の主権に任せ、土地資源を有効活用できる統合的な法制度整備を行う。	
175			通信インフラ		通信、放送、IT分野で世界的に通用する企業を育成。規制と裁量行政によって歪められてきた市場、消費者の利便性を軽視してきた高コストな事業者体質を改め、競争が生まれる環境をつくりだす。	
176					携帯通信事業への新規参入を認め、世界で最も高いスマートフォン通信料をはじめ、携帯電話料金の引き下げを促す。	
177					プリペイド携帯電話にかかわる本人確認の規制見直し等によって、不正利用に留意しつつ、機能限定の安価なプリペイド携帯電話の市場を創出する。	
178					「周波数オークション」を実施。電波の利用価値の最大化を目指し、透明かつ迅速な周波数割り当てを実現。数兆円規模が見込まれるオークション収入は、一般財源として活用する。	
179					通信・放送の監督と規制に関する権限を総務省から切り離し、米国FCC（連邦通信委員会）をモデルとした独立の「通信・放送委員会」を設置して移管。周波数オークションに関する事務も同委員会が所管する。	
180					電力のスマートメーター、交通システム、遠隔医療、気象観測等の機械間通信（M2M）の電波利用料を撤廃し、新規の市場参入を促進する。	
181		科学技術			府省を束ね国家戦略として科学技術政策を展開可能にするために現行の「総合科学技術会議」を改組し、予算配分権限等を有する「真の司令塔」を発足させる。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
182					世界的な「頭脳循環」を踏まえ我が国の若手研究者を世界トップクラスの研究機関に派遣する一方、海外の優秀な研究者を日本へ招聘し、国際的な研究者ネットワークを構築。	
183					科学技術イノベーションの創出のため、教員の質・指導力の向上等により、理数教育を充実。同時に、理科離れの防止を図る。	
184					iPS細胞を活用した再生医療研究を深化させ、臨床現場での実用化を図る。	
185		農林水産業	自由につくる		コメの減反政策（生産調整）については段階的に廃止する。特定の農畜産物に補助金を出す政策誘導型の補助金方式を見直し、農家・農業生産法人が自由に生産する品目・品種を選べるようにする。	
186					減反政策廃止によるコメの価格適正化（価格下落）によってコメの需要が拡大、輸出増、さらに農家のコスト意識の向上を狙う。当面、価格下落分の補填は、生産者への直接支払い（納税者負担）によって実施、消費者負担となる高価格維持政策は改める。	
187			割合から量へ		農畜産政策の目的を自給率向上から、国民一人あたりの国内農畜産物生産の量と質向上に転換。耕作地の拡大と反収(単位面積当たりの作物の収穫高)の向上による生産量増加と農畜産品の高付加価値化を農畜産政策の目的とする。畜産物についての飼料の自給率は当該指標に加味しない。	
188					株式会社の農業参入を原則自由化し、農地の所有も認める。ただし、不採算時の撤退リスクを踏まえた制度設計を行う。	
189					ゾーニングを厳格化し、農地の減少を食い止める。売買目的でない、農機具倉庫や農業の成長産業化に資する施設（小規模な加工施設、カフェ等）の設置のための利用は認める。	
190					農業を産業としてきちんと捉える。それぞれの地域の実態にあった農業政策を実施。棚田の維持、農地の集約促進、事業撤退時の補助金導入等の政策はそれぞれの地域で独自に行う。	
191					休耕地・耕作放棄地については、検地及び現状調査、土地・土壌調査を行う。耕作が不利な土地は、自然に帰すよう促す。	
192			消費拡大		農畜産品の海外輸出を促進するため、各種通商交渉では諸外国の農産品の関税や非関税障壁の低減または撤廃にむけた交渉を積極的に行う。	
193					麦や乳製品等の国家管理貿易は廃止。あわせて、加工原料となる農産品の関税の低減または撤廃を行う。国内の加工食品の輸入原材料が諸外国に対して割高である現状を改め、加工食品も輸出産業の一つとして位置づける。価格下落による国内の農畜産家に対する補填として、直接支払制度の導入を検討する。	
194			基盤整備		農協の地域独占体制を廃するために「農協改革」を断行。地域農協を脱皮させ、品目別専門農協等の設立を促進。国内外に対するブランディング・マーケティングや販路拡大の主体とする。	
195					農協を農家支援部門とその他の保険及び銀行部門に分離。分離後の農協の保険及び銀行部門は金融庁所管とし、一般金融機関と公正な競争を実施する。	
196					農地の市場価格の透明化を図る。外部委員が多数を構成する「新農業委員会」の創設や、農地を柔軟に売買できるしくみを導入する。	
197					農業設備や土地改良による過剰債務を持つ農家・農業生産法人の問題解決を支援。「農業再生委員会」の機能を強化するとともに設置を促進し、経営が困難になった農家・農業生産法人の事業再生や経営資源を他事業者に円滑に継承する支援を行う。	
198					コメの先物の本上場を目指し、さらに先物市場を拡大。コメ価格の市場での安定及び市場価格の可視化を促進する。	
199					外食産業及び加工品も含めて、国内外産の区分・原産地・原料の表示規制を厳格化。国内の高付加価値農畜産品と海外品の公正な競争を行う環境を整える。	
200			漁業		乱獲防止のため、漁獲量を科学的に管理し、割当て制を実施。同時に、漁業者への補償を導入。品質管理を向上させて、高付加価値化を進める。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
201					外交を通じて日本周辺海域及び世界各地域においての乱獲や不当操業の防止を推進し、漁業資源の保全を図る。	
202					環境に配慮した代船建造を支援し、漁業のグリーン化と燃油高騰対策を進める。	
203					株式会社への漁業権の付与を認め、養殖や栽培漁業の推進、水産加工の新商品開発等を支援する。	
204					漁業の風評被害をこれ以上拡大させないとの観点から、汚染水についてこれ以上の海洋放出は認めない。	
205			林業		優良無花粉・少花粉スギの植栽面積の拡大と花粉を出す樹齢のスギの伐採を強力に推進。また、里山においてスギを伐採し、コナラ、クヌギなど薪炭やほだぎに活用できる広葉樹の植栽を推進する。	
206					スギ花粉飛散抑制剤等を早期に実用化する。	
207					国産材の需要拡大を図るため、公共施設において躯体の木造化、木質系部材を使用した内装、木製什器や窓サッシ等の普及・利用拡大を推進する。さらに建築物や道路等の地盤改良工事への間伐材等木材の利用を推進する。	
208					日本に豊富に賦存する資源である木材の高度活用を促進するため、新たに開発された部材（CLT等）や既存の部材（大断面集成材、LVL等）の多層階建築（ビルディング）の構造材への使用を推進する。また、それに必要な制度の改正を行う。	
209					作業道整備に、地方の建設業の人材・技術・機械を最大限利用する「林建共働」で林業を活性化し、地方の雇用を確保する。また、補助金を使用する事業は参入の機会を公平に与え、意欲ある事業体を育成する。	
210					路網の整備や高性能林業機械の導入を促進し、木材の伐採搬出の低コスト化を図るとともに、木材の加工や製品乾燥技術を向上させ、競争力のある木材産業を構築する。	
211	外交・防衛	外交	外交方針		相互信頼に基づく日米同盟体制を日本の安全保障の基軸とする。対等な同盟関係という立場から、日米地位協定改定を提起し、「思いやり予算」も見直す。	
212					普天間移転を含めて、沖縄の基地負担軽減について、我が国の安全保障の確保等の観点から地元や米国との合意形成を行う。	
213					北朝鮮の核開発・核実験問題、ミサイル発射問題等の瀬戸際外交には毅然とした対応を取り、非核化を進める。国際社会、特に米国・韓国と連携を強化し、より効果の高い国際的な経済制裁措置の発動を検討する。	
214					北朝鮮による拉致問題は、日本の主権と国民の生命・安全にかかわる重大な問題。全ての拉致被害者の安全確保、即時帰国、拉致実行犯の身柄引き渡しを要求。拉致問題解決のための国際連携を一層強め効果の高い経済制裁措置の発動を含め解決のためにあらゆる手段を講じる。	
215					中国とは経済関係を強化し、人的交流・文化交流を拡大。日中の海上保安機関及び防衛当局間の海上における連絡メカニズムを整備し、相互の信頼醸成に努める。	
216					ロシアとは天然ガス供給等を含めた包括的な経済関係を強化する。	
217					安全保障会議の事務局機能を強化（日本版NSC)。国家戦略を明確化し、的確な政策オプションが提示できる体制を整える。また、民間の高度な専門人材の登用、担当職員の専門性を高めるために必要な措置も講ずる。	
218					政府全体の情報収集能力、情報漏洩防止策を強化。インテリジェンスの集約・分析機能を強化し正確な情報が即時に政府首脳に伝わる体制を構築する。	
219					国連への影響力を増大。我が国の安全保障理事会の常任理事国入りを実現。同時に、日本人の国連幹部職員等の増加を推進する。	
220					日本の領土に関する考えをきちんと教科書に明記したり、日本政府の公式見解や行政情報等の発信をバイリンガル化する等、領土をめぐる日本の主張の戦略的な国内外に向けた発信を強化する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
221			領土問題		竹島は、歴史的にも国際法上も日本固有の領土。国際司法裁判所等で国際法に則した平和的な解決を模索する。	
222					尖閣諸島は歴史的にも国際法上も日本固有の領土であり、領有権問題は存在しない事を広く国際社会に周知し、現状変更を認めない。	
223					北方領土問題の平和的な解決に向けて話し合う。	
224		防衛	島嶼防衛		海上保安庁の体制強化を図り、領海侵犯には法的に可能な対処を断固として行う。また、島嶼防衛のための部隊の再編成等の見直しを進める。	
225			自衛隊		我が国を防衛し、また、国際平和に貢献するため、自衛権の行使の範囲や限界等を法律により明確化する。	
226					有事に対応するため、即応予備自衛官等の大幅な増員を図る。	
227					陸海空の各自衛隊のバランスを再検討。人員の陸上自衛隊偏重を改め、海上自衛隊と航空自衛隊に予算や人員を配分。防衛力の南西シフトをさらに進める。	
228					自衛隊の災害対処能力をさらに高めるための体制を整備する。	
229			テロ		原子力発電所やその他重要施設の警備体制を強化し、テロ等による攻撃に備える。	
230					サイバー戦への対処能力を強化する。	
231		国際関係	国際貢献		インド洋やマラッカ海峡での海賊・テロ対策のために、海上保安庁やJICAによるODA等の支援で各国の海上保安機関の能力向上に貢献する。	
232					平和構築・平和維持を外交政策の柱として、国連の人道援助活動やPKO活動に積極的に参加。世界の紛争地の和平仲介や調停に取り組む。	
233					唯一の被爆国として「核廃絶」の先頭に立ち、「核軍縮」や「核不拡散」における主導的役割を果たす。広島、長崎で世界軍縮会議を開催する。	
234					「難民保護法」を制定し、難民（政治亡命者等）に対する保護を充実させる。	
235					パブリック・ディプロマシー（広報外交）強化のため、外交・安全保障政策のシンクタンクや国際交流基金による調査研究、知的交流を拡充。世界に向けて日本の考えを発信する基盤を強化する。	
236					「人間の安全保障」の観点から、地球環境問題、食糧危機、水不足、教育、医療・福祉、貧困撲滅等の分野で、ODA等を使って人的・技術的・資金的に貢献する。	
237					東南アジアの物流関係をはじめとしたインフラ開発、アフリカ地域のエネルギー開発をODA等を使い積極的に支援する。	
238					ODA等を活用して、諸外国へ中小企業・ベンチャー企業の技術・サービスを積極提供する。	
239					宇宙の平和利用に関して、研究開発とルールの策定に取り組む。	
240	国民生活改善	雇用	労働多様性		働き方の多様性を認め、「無期・直接雇用＝善」という固定観念を捨てる。労働者派遣法の日雇い派遣の原則禁止を定めた条項等を派遣労働者のニーズに合わせて見直し、女性や高齢者らの多様な就労の機会を確保する。	
241					原則としてすべての労働者（公務員、非正規を含む）に雇用保険を適用する。	
242					同一価値労働・同一待遇（賃金等）の原則を徹底する。	
243			就労支援		最終的に労働保険特別会計を使った「雇用安定事業」「能力開発事業」の2事業は、民間または地方に任せる。	
244					若年世代の就職促進のため、中小企業を中心に「お試し採用」が可能となる既卒者支援助成制度を大幅に拡充する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
245					障がい者の就労支援は、国連の障害者権利条約に則り、雇用における合理的配慮がなされるよう関連施策を充実させ、在宅ワークの活用等も積極的に行う。	
246					シニア労働制度の柔軟な運用（再雇用、早期退職、時短勤務）や福祉・教育等、シニア世代が活躍できる環境をつくる。	
247			雇用流動化		雇用調整助成金を廃止し、その財源を再就職支援とセイフティーネットのために振り替え。セイフティーネットを整備するとともに、職業訓練の拡充等による再就職支援をより一層推進する。	
248					若年層の就業機会を減少させるとともに産業構造の転換を阻害する過度な雇用保護法制を見直し。具体的には、正社員の整理解雇に関する「4要件」を見直し、解雇の際の救済手段として金銭解決を含めたルールを法律で明確化する。	
249			その他		景気動向や中小企業の経営状況を見極めながら、最低賃金を段階的にアップ。雇用拡大と子育て支援に効果を発揮するよう、残業割増賃金率を他先進国並みに引き上げ、サービス残業の取締りを強化する。	
250					NPOやボランティア活動を積極的に支援する。	
251		女性・子育て	待機児童		仕事と子育ての両立の受け皿として、保育所等を増設。保育の質を維持しながら株式会社含めた保育所等の設置基準の緩和、准保育士の導入や保育士要件の規制緩和、事業所内託児所設置等をパブリックコメントを通じて評価し、地方自治体への権限と財源の移譲によってこれらを実現する。	
252					利用者の利便性向上のために、保育バウチャー制を含め、公立保育園と民間保育園が同条件で運営できるような制度を構築する	
253					最も待機児童が多い0-1歳児については、保育ママ等による「家庭的保育」の受入を大幅に増やす。同時に親が仕事を休めない時には親に代わって病気の子どもの世話をする「病児保育」についても整備を進める。	
254			ワーキングマザー＆ファーザー		多様な働き方の選択肢として、短時間労働の正規雇用制度や育休中にITを活用した在宅ワークの推進等、仕事と介護・子育てを両立できる環境整備を行う。女性の就業率を高め、M字カーブを解消する。	
255					正規・非正規労働者を問わず、男女ともに育児休暇取得や育児短時間勤務の推進を図る。	
256					家族の在り方が多様化したことを受け止め、シングルマザーのみならずシングルファザーに対する支援を充実させる。	
257					イクメンやイクジイ運動を啓発し、男性が積極的に育児にかかわることのできる社会を目指す。	
258					家事負担を軽減するため、看護、介護、家事手伝い等の家庭内の労働に従事する外国人労働者の法制度をつくる。	
259			女性社会進出		女性が経営者、管理職に就けるようキャリアパスを支援する。また、公務員の女性管理職の増加を目指す。	
260					女性の起業を支援。介護事業に代表されるソーシャルビジネス等の担い手として女性の力が発揮される土壌をつくる。	
261			子育て・家族の諸問題		幼児医療の無償化、不妊治療の助成拡大、小児緊急医療体制・新生児集中治療施設（NICU)の拡充を図る。	
262					使途制限のない「子ども（児童）手当」はバラマキ政治の象徴。地域主権の観点から、地方自治体の創意工夫により、例えば保育所の現物等と現金給付との選択制へと見直す。現金給付は子どもの多い家庭への支援を打ち出すために、子どもの数に応じた傾斜配分を拡充する。	
263					子どもを出産し育てる環境を整えるために、同じ所得の場合、子どもが多いほど税負担を緩和する。	
264					離婚時に発生する不法な子どもの連れ去りを防止することが真に子どもの利益に叶うという理解に基づき、国内における離婚の実務などがハーグ条約にそって運用されるような立法的な手当を検討する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
265					DVを巡る問題を適切に解決するための法整備を行うとともに、離婚に伴う子供の連れ去りを解決し、非監護親との面会交流機会を積極的に設けるために必要な措置を講ずる。	
266					地域の実情に合った少子化対策を行うため、中央集権的なやり方ではなく、地方自治体の裁量を拡大。出産、DV、児童虐待への相談機関や一時保育所、学童保育の増設や土日業務の拡大等、地域ごとに柔軟に対応できるしくみとする。	
267					少年非行と薬物乱用の防止に努める。	
268		環境			フロン類の回収・破壊を推進するとともに、安易にこれを製造・使用しない。	
269					温室効果ガスの排出削減に努め、原発ゼロと2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減する国際公約の達成を目指す。	
270					石綿（アスベスト）を使用した建造物の解体が今後増えて行くことに備え、飛散防止等の健康被害対策を強化する。	
271		医療・社保	社会保障制度		税と社会保険料を一元的に管理する「歳入庁」を内閣府に設置し、国税庁と日本年金機構等に分かれている税金と社会保険料の徴収の一元化。また、地方公共団体の地方税徴収事務を受託できるようにすることも検討。国民の利便性を向上させるとともに、厚生年金保険料の徴収漏れ防止、社会保険未加入事務所の「消えた保険料」等の徴収確保を実現する。	⑪歳入庁設置法案
272					税金と社会保険料を合わせた「社会保障個人口座」を開設し、「社会保障電子通帳」を交付。医療・介護、年金等の負担と給付の関係を明確化。また、その個人口座を使い、個人の選択による自前のセーフティネット構築（お好みメニュー）を可能とする。	
273					マイナンバー制度を活用して、任意拠出、相続税減免恩典付きの社会保障貯蓄口座を社会保障口座の中に開設可能とする。	
274					マイナンバー制度を活用して、低所得者層への「給付つき税額控除方式」を導入。また、生活保護制度の不備・不公平、年金制度との不整合等の問題を段階的に解消し、最終的には、基礎年金と生活保護を統合した「ミニマムインカム」を創設する。	
275					歳入庁の設置後、増大する高齢者医療費抑制のため、医療と介護の連携を強化。介護保険との整合性を視野に、医療介護一体化保険制度の創設を目指す。	
276					所得に応じた負担を求めるため、健康保険料（月額121万円）及び年金保険料（月額62万円）の月収上限を撤廃し、公費負担の減少を図る。	
277					企業間競争の激化と経済のグローバル化の中でも、すべての働く人が心身ともに健康に働けるよう、対策を企業任せにせず、「過労死防止基本法」を定め、国が総合的な対策を行う。また、一部の職種（医療、介護等）で常態化している人員不足を解消する等、多角的に過労死を予防する体制を構築する。	
278			医療保険		医療保険制度を段階的に一元化。官民で保険料率に格差がある現行制度の不公平を是正する。安定的な制度運営のため、運営規模は地域主権型道州制を想定したブロック単位とする。	
279					協会けんぽ、組合健保、共済組合の被用者医療保険の保険料を統一する。	
280					医療のIT化を推進。レセプトチェックによって医療費のムダ削減を徹底。同時に、個人情報保護に万全を期しつつ、マイナンバー制度を活用し、カルテやレセプトと連動する医療情報データベースを構築。疾病と医療費の動向、受診行動等を的確に把握し、機動的な医療政策を役立てる。	
281					沖縄県にメディカルツーリズム特区を創設。認定国の医師免許を保有する医師による医療行為を可能とし、認定国で認可された薬品も安全性に配慮したうえで使用を許す。沖縄県民が特区内で医療行為を受ける場合、保険適用とする。	
282					医療保険財政の健全性を保つため、健康づくり、予防医療、重症化予防に力を入れる。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
283			年金		年金は、若年世代が「払い損」にならないよう、「払ったものが返ってくる」積立方式への移行を検討。制度への信頼回復と保険料納付率の向上を目指す。	
284					マイナンバー制度による所得捕捉の徹底を前提として、高所得高齢者への年金支給減額を検討する。	
285			医療		「こころの健康基本法」を早期に制定する。精神医療における向精神薬への過度の依存を是正しアウトリーチ支援を充実。自殺予防対策で内閣府、厚生労働省、文部科学省の連携を強化。WHOの自殺報道のガイドラインを活用する。	
286					医師不足同様に深刻な看護師不足を是正する。育児や介護等により現場を離れた看護師が安心して復帰できるような復帰支援体制を構築すると同時に看護師養成機関への支援を行う。	
287					医学部の新設に関する規制を緩和して、医師養成数を大幅に増やし、早期に現在のOECD加盟国平均の人口千人あたり医師3人の水準を実現。かりつけ医と専門医の役割分担を明確化し、国民一人ひとりに最適化した医療の提供を行う。臨床研修制度をはじめとする医師の卒後教育制度を抜本的に改革し、医師の地域偏在・診療科の偏在を解消する。	
288					医療・介護施設全体について、サービスを提供する法人の制度を見直す。公益性、公共性が高い事業であっても、適正に運営できると認められる法人には門戸開放し、同時に運営状況のチェック機能を確立することで、サービスレベルの維持向上と効率化を図る。	
289					医療・介護のIT化を推進し、在宅患者も含めて情報を集約することで、地域医療連携ネットワークを構築する。医療・介護で情報を共有し、日常生活圏を中心とするシームレスな医療・介護サービスを提供する。	
290					カルテと薬剤オーダリングのIT化を推進。同一効能で価格の安いジェネリック薬品の普及と先発薬品の薬価適正化を進め、薬剤費の削減を目指す。	
291					混合診療を解禁。ドラッグラグやデバイスラグを解消し、世界最先端の医療機器や医薬品を速やかに国内で使用できる体制を整える。	
292					在宅医療充実のため、一人からの訪問看護ステーションや単独型訪問リハビリステーションを認める等、規制緩和を推進し、他職種との連携を強化。医療行為を認められた看護師（ナース・プラクショナー）資格の導入を検討。看護師の離職防止と職場復帰促進とともに、看護配置基準を柔軟化し、適正配置を行う。	
293					在宅医療、在宅緩和ケア推進のため、有床診療所のそれらの後方支援施設としての役割を確立する。	
294					がん登録を法制化し、在宅緩和ケアを推進する。難病対策では公平な救済に努める。腎疾患への総合的な対策を確立する。肝炎の検診、治療法研究を含む総合的対策を確立する。	
295					医療事故調査委員会を早期に設置し、医療に対する国民の信頼を回復するとともに、医療事故を未然に防ぐ体制作りを医療機関に義務づけ。薬害防止のための第三者機関を厚労省から独立して設置する。	
296					国民の健康を守るため、公共空間を原則禁煙にする受動喫煙防止法を制定してスモークフリー社会を実現する。	
297					労働安全衛生法で歯科検診を義務づける。口腔ケアの取組みを強化する。	
298			介護		療養病床、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、在宅ケア、高齢者住宅の役割を再検討。介護老人保健施設を高齢者リハビリテーションセンターと前特養センターに分離して機能別老人施設とし、リハビリ強化及び特養待機者ゼロを目指す。	
299					介護職員の待遇を継続的に改善。正規・非正規・派遣等の就労形態による格差を是正する。外国人介護者の受け入れを拡充するため、日本語教育等の受け入れ体制の強化を進める。	
300			障がい者支援		災害時に障がい者を孤立させないよう、災害時要援護者リストを整備し、地域NPOや教育・医療機関とも連携。緊急時に共助が行える体制づくりをする。また、自然災害の多いわが国において必要とされる、災害時の緊急医療に対応できる医師・看護師・民間ボランティアを育成する。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
301					障がい者支援を家族から社会による扶助に切り替え、障害者自立支援法違憲訴訟の和解の基本合意に沿った障がい者施策を目指す。	
302					自閉症など発達障がいに対する社会的認識を高め、教育体制の整備、就労支援を推進する。	
303					障がい者（児）一人一人の実情に合った特別支援教育や就労支援を充実させる。	
304		教育	生きる力		全ての子どもに、どのような職業・人生にも必要となる基礎学力（基本的な知識とそれを活用する能力）、人間関係形成力（寛容性、協調性、コミュニケーション力）、自立性と主体性（創造力、判断力、行動力、責任感）、日本人としての教養（歴史、文化、国土）をミニつけることを目指す。	
305					産業界のニーズを踏まえた職業教育やビジネス教育、お金の教育等、子どもの実践力を養う。	
306					社会人教育コースを充実させ、多様な生涯学習環境を構築する。	
307			国際人		英語による入試や授業の拡大、外国人に対する日本語教育の充実、秋入学制導入、国際的な単位互換制度の拡充等を実施。日本の大学・大学院を世界の優秀な学生が集まる「知の拠点」とする。	
308					国際化時代にふさわしい人材を育成するために、小学校低学年からの英語教育を導入し、より実用的な評価基準であるTOEFL等も積極的に採用する。	
309					適性のある者について、留学経費や学位・単位取得を全面的に支援。留学生送り出し倍増計画を早期に実現する。	
310					専門職大学院を充実。各分野における博士号の取得率を高め、キャリアパスの多様化を図る。	
311					世界トップレベルの外国大学の日本校設置を促進する。	
312			創造性		幼児教育の段階から芸術や科学に触れさせ、義務教育では子ども本来の創造性を伸ばす教育環境を整える。	
313			IT化		教師と児童生徒のIT能力を高め、学校事務にもITを活用する。	
314					授業やテストにIT端末を利用することで、間違い易い箇所や傾向、他の問題との関連等をデータとして蓄積し、科学的な教育改善を行う。	
315					ITを活用して海外の教育機関との連携を進める。	
316			自由な教育		教育は市町村、現場の学校に任せることを基本とし、国の役割は最低限の教育水準の維持にとどめ、それぞれ地域の実情に合わせたユニークな教育を行う。	㉙地方教育行政改革推進法案
317					全て英語で授業を行う学校、歴史・道徳教育を重視する学校、スポーツ選手やアーティストの養成学校等、多様性のある教育を幅広く認める学校制度を構築。自由参加制の土曜授業・放課後授業を行う。	
318					小学校、中学校、高等学校等の枠を自由化。習熟度型単位制にして、大学入学の飛び級を選択できるようにする。	
319					教育委員会を設置するか否かは地方自治体で決定できるようにする。	㉙地方教育行政改革推進法案
320					審議会委員、検定調査官の公募等、教科書検定制度を見直す。	
321					大学は積極的に民間からの資金を集め、共同研究を推進する。大学・大学院の基礎研究・応用・実用への展開を進め、知財を社会に還元する。資金については、国立大学の民営化にむけて民間から広く寄付を募る全額税額控除の「公益ドナー制」を創設する。	
322					学校を地域社会に開放し、地域住民らが参加する学校運営評議会が運営する「コミュニティスクール」の設置を推進する。	
323					専門家や地場産業の担い手等、民間人講師による授業を拡大する。	
324			子どもの安心安全		通学路の安全確保対策を推進する。	㉚児童通学安全確保法案

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
325					学校・地域が一体となった防災教育を推進する。	
326					校舎の耐震化に加え、非構造部材の落下防止、大規模改修等を通じて老朽化対策を図る。	
327					定期的な調査を通じて、いじめ・体罰等、学校生活上の問題を研究・分析し、教育現場に反映させる。	
328					いじめ・体罰が見つかった場合、ただちに校長へ報告するとともに、重大事案は自治体の長等、第三者の責任において調査や情報公開ができるようにする。	
329		治安			取り調べの可視化を行うとともに、合理的な新しい捜査手法を制度化する。	
330					法科大学院のあり方についてゼロベースで見直しを図る。	
331					危険運転致死罪の対象を拡大し、危険運転の厳罰化を図る。	
332					暴力団や外国人組織犯罪の撲滅を目指す。	
333					海外で犯罪やテロに巻き込まれた被害者等にも給付金を支給して、支援する。	㉛犯罪被害者等給付金支給法改正法案
334		その他			性的マイノリティに配慮した施策の充実に努める。	
335	震災	現地主導の復興			東北地方整備局を復興庁の傘下に置き、地域主権型道州制移行の先行ケースとして現地主導の復興事業を進める。	
336					復興財源流用の問題を徹底的に精査したうえで、復興資金の主な財源を被災自治体の判断で自由に使える復興基金とし、現地主導の復興事業を推進する。	
337		生活復興			高台移転や土地利用等の住民間での話し合い・計画策定を促進するため、市町村に大幅に権限を与える。	
338					被災地の高台移転の際に、バイオマスコジェネ化（熱電併給）を支援し、被災地復興とモデル作りを同時に進める。	
339					仮設住宅生活からの脱却を早期に実現。被災者生活再建支援法に基づく自助による住宅再建支援金の大幅な引き上げや災害公営住宅の整備等による恒常的な住宅再建を促す。	
340					被災地で反対の多い防潮堤の建設等、不要不急の公共事業の削減や、被災地で働く労働者への優遇策等を通じて、資材・人手が高騰・不足している状況を解消する。	
341					被災地で医師・看護師を確保するため、診療報酬の特例的加算等を実現する。	
342		産業復興			被災地への進出企業を対象として、「法人税ゼロ」を含めた大胆な税制優遇措置を講じる。	
343					被災地における農林漁業の規制を大幅に緩和し、民間企業等の新規参入を促すことで、主力産業へ成長させる。	
344					再生可能エネルギーや植物工場等、成長産業の立地に関する優遇措置を被災地で拡充することで、東北発の日本初のモデルケースをつくる。	
345					被災者（事業者・個人）の二重ローン問題をより早期に解決できるよう「東日本大震災事業者再生支援機構法」を改正する。	
346		放射能被害			超党派で成立させた「子ども・被災者生活支援法」に基づき、被災者・避難者に対する「医・職・住」の基本方針を早急に策定し、直ちに本格始動させる。	㉜子ども・被災者生活支援法
347					放射能汚染が疑われる食品を原則全品検査し、結果を詳細に公開することで、風評被害を一掃する。	
348					小児甲状腺ガン対策を強化。また、科学的見地が確立していない放射能による健康被害に関し、今後あらゆる対策を国策として永続的に進める。	
349					被ばくが懸念される原発関連作業員の放射線量管理と健康管理を国が責任を持って行う。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
350					原発被災者の生活設計を助けるため、放射能に汚染された区域への帰還の可否や時期について、国が責任を持って早期に明確にする。帰還が可能となった区域については徹底的な除染を行う一方で、帰還が望まれない地域については、国による買い上げまたは借り上げを可能とする。	㉝土地借り上げ・買い取り法案
351					所有者が殺処分に同意せず、いまだ立入制限区域内で飼養管理されている被ばく動物について、所有者の意向をふまえつつ国の責任において放射線の影響にかかわる研究や土地保全のための除草等に活用する。	
352					福島県のみならず放射能被害を受けた地域の住民の健康調査を国が責任を持って行う。	
353					指定廃棄物の中間貯蔵・最終処分にバルク船を活用。最終処分は都道府県ごとに行うという基本方針を全面見直し、人工島を作る方法を検討する。	
354		今後の対策			憲法上、非常事態法制の整備を明記する。	
355					自衛隊の災害対処能力をさらに高めるための体制を整備する。	
356					被災者の目線で災害救助法の運用を改善する。	
357					東日本大震災時に重要性が再認識された消防団の団員確保を推進。特別職地方公務員の位置づけは維持しつつ、事故時の保障や待遇改善を行う。	
358					校舎の耐震化に加え、非構造部材の落下防止、大規模改修等を通じて老朽化対策を図る。	
359					学校・地域が一体となった防災教育を推進する。	
360					災害時に障がい者を孤立させないよう、災害時要援護者リストを整備し、地域NPOや教育・医療機関とも連携。緊急時に共助が行える体制づくりをする。また、自然災害の多いわが国において必要とされる、災害時の緊急医療に対応できる専門的な医師・看護師を育成する。	
361	その他				ゆるぎない皇室制度を確立する。国会に皇室制度調査会（仮称）を設置し、皇室の伝統と文化を踏まえ安定的な皇位継承維持を図るための皇室制度を検討する。	
362					憲法改正手続きの簡略化を進め、発議要件を緩和。	
363	財源	ストック一度きり			労働保険特別会計は廃止を含め抜本的な見直しを行う。同時に、国債整理基金特別会計の積立金のさらなる取り崩し（３兆円ストック）、労働保険特別会計の剰余金取り崩し（４兆円規模）等を行う。	
364					自民党、公明党、民主党の3党が談合で成立させた「郵政民営化改革法」を改め、再び郵政の民営化を徹底する。ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式も全株式の売却時期を明示した上で、早期に売却（6.5兆円）。両社の経営を天下り官僚から民間企業出身者に委ねる。	㉓郵政民営化推進法案
365					日本たばこ、NTT等の政府保有株式の全株売却（それぞれ2.3兆円、2.1兆円、東京メトロ等を合せると4.5兆円 ストック）を行い、政府の持ち分維持による民間会社への経営関与をやめる。	
366					政府系金融機関「日本政策投資銀行」「商工組合中央金庫（商工中金）」は、速やかに完全民営化と株式売却（1.6兆円）を実施。経営も民間企業出身者に委ねる。両社で行っている危機対応業務は「日本政策金融公庫」に一元化。「国際協力銀行（JBIC）」も同公庫に再統合する。	㉔政策金融改革推進法案
367					全国に20万戸ある公務員宿舎のうち大半を売却する。（少なくとも1.4兆円）	
368		フロー毎年			税と社会保険料を一元的に管理する「歳入庁」を内閣府に設置し、国税庁と日本年金機構等に分かれている税金と社会保険料の徴収の一元化。また、地方公共団体の地方税徴収事務を受託できるようにすることも検討。国民の利便性を向上させ、厚生年金保険料の徴収漏れ防止、社会保険未加入事務所の「消えた保険料」等の徴収確保を実現する。（10兆円／年間）	⑪歳入庁設置法案
369					地方公務員の給与は民間を基準とし、地方自治体主導により人件費を2割削減する。（4兆円規模／年間）。	

ID	大	中	小		アジェンダ項目	みんなの党が作成・提出した議員立法
370					東日本大震災の被災地復興を最優先し、全国バラマキ型公共事業を見直す。（3兆円／年間）	
371					協会けんぽ、組合健保、共済組合の被用者医療保険の保険料を統一する。（1.8兆円／年間）	
372					自民党政権下でも継続されているバラマキ施策を凍結し、見直す。（約1.8兆円／」年間）	
373					所得に応じた負担を求めるため、健康保険料（月額121万円）及び年金保険料（月額62万円）の月収上限を撤廃し、公費負担の減少を図る。（1.5兆／年間）	
374					国家公務員の数を10万人削減し、給与、退職金、年金を民間水準に引き下げ、総人件費は2割削減する。現在、適用されている2年限定の7.8%カットの期限を撤廃し、恒久措置とする。（1兆円超／年間）	②国家公務員給与カット法案 ③道州制基本法案